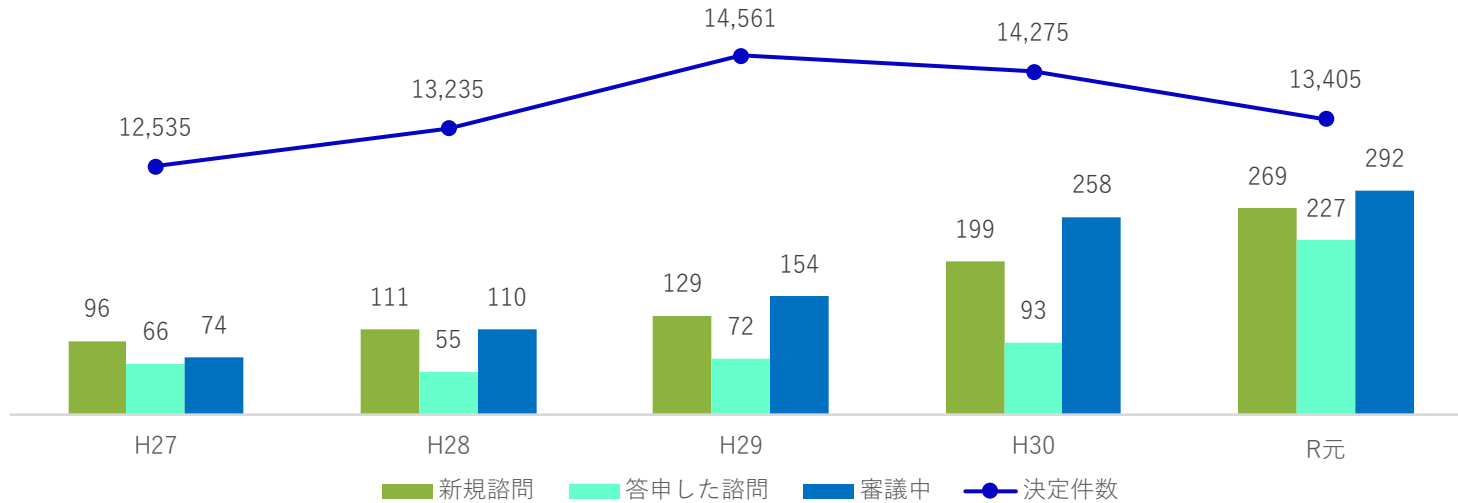


権利濫用答申について

情報公開・個人情報保護審査会の審査状況



【R元年度の状況】

- 新規諮問数 ⇒ H27年度の**2.8倍**
- 答申した数 ⇒ " の**3.5倍**

【諮問数増加の要因】

- 特定の請求人からの審査請求が増加
 - ・ H30年度 ⇒ 新規諮問の**67%**
 - ・ R元年度 ⇒ " **57%**

【権利濫用関係】

- 諮問数156件（情報公開114件、個人情報42件）
- 答申数 5件（情報公開 4件、個人情報 1件）

審査請求に対する審査会の判断

- 権利の濫用に当たるかは、開示請求の目的、態様、都の業務への支障、都民の被る不利益等を勘案し、社会通念上相当な範囲を超えるものであるか否かを個別に判断する
- 条例に権利濫用に関する明文の規定はないが、著しく不適正な請求は、権利濫用の一般法理で対処することができる
- 開示請求権は最大限尊重されるべきであるが、審査請求人からの請求は、条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱したものと言える
 - ➡審査請求人による開示請求は、権利の濫用として却下すべきである

制度運用上の課題と対応

- 権利濫用（多数回請求・大量請求等）における課題
 - ・ 開示の可否の判断や審査会への諮問手続きが遅延し、他の開示請求者の審議に影響
 - ・ 通常業務が停滞し、サービス低下を招くなど、都民一般に不利益が生じる
- ➡制度全体に対する深刻なリスク要因と受け止め、正当な開示請求には真摯に対応しつつ、真に濫用的な請求に対しては答申の判断を踏まえ適切に決定を行うことが必要